

『太平記』：「悪行」に関する覚書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 奥, 智鶴 メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4643

『太平記』 — 「悪行」に関する覚書 —

奥
智
鶴

はじめに

塩冶判官を讒死させた高師直、妙法院を焼き討ちした佐々木道誉、院に矢を射かけた土岐頼遠。彼らの行為は「第三部世界の固有な『時勢』を表現するところの象徴的な出来事」としてしばしば取り上げられる。しかし『太平記』が彼ら三人を同じ視点から同じように批判し描いているかという点、そうではない。例えば「悪行」という言葉に注目してみると、妙法院に火を放ち門主を殺害した道誉親子に対して、『太平記』はこれを「前代未聞ノ悪行」とする。ところが、「何ニ院ト云歟、犬ナラバ射テ置」と言つて御幸に矢を射た頼遠の振舞いについては「悪行」とはしない。² また後に触れるが、師直に関して、どのような行為から「悪行」というかは諸本によつて異なっている。

そこで本稿では、『太平記』の中の「悪行」という言葉に注目し、何をもつて「悪行」とするのかを整理していくことで、いくつかの問題点を提起したい。

一「悪行」の用例

	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
卷数	卷29	卷26	卷26	卷26	卷26	卷21	卷21	卷20	卷20	卷2	卷数	
人物	高師直・師泰	高師直・師泰	始皇帝	高師泰	高師直	高師直	佐々木道誉	高師直	新田方の軍勢	鎌倉幕府	人	
行	(光明寺での合戦)	(足利直冬の西国探題赴任によつて)	(史書や五典等) 皆焼捨ラレケルコソ浅増ケレ、(また兵具も) 一ヲモ不残アツメテ是ヲ焼捨	(菅三位の) 墓共皆掘クツシテ、(中略) 無是非菅三位ヲ殺サセケルコソ不便ナリ、	三万余騎ヲ卒シテ吉野山ニ、推奇セ、(中略) 皇居并卿相雲客之宿所ニ火ヲ懸タレバ	サシモ忠有テ咎無リツル塩冶判官、(師直によつて) 一朝ニ讒言セラレテ、百年ノ命ヲ失ツル事ノ哀サヨ、	三百余騎妙法院之御所へ押寄テ、則火ヲソ懸タリケル、	逸物ノ忍ヲ八幡山ニ入レテ、神殿ニ火ヲソ懸タリケル	剣・白山以下所々ノ神社仏閣ニ打入テ、仏神之物ヲ奪取、	今君ノ寵臣一兩人召置レ、御婦依之高僧三人流罪ニ所セラル、事、	行	
為											為	
「悪行」の例	(童) 伊勢太神宮乗居サセ給ヘリ。(中略) 城ヲ落サル、事有ベカラス。悪行身ヲ責ル師直師泰等、今七日カ中ニ滅ビムズルヲ知ラヌカ、	自是多年非ヲカザリテ、上ヲ犯シツル師直師泰カ悪行、彌隠レモ無レケリ、	加様ノ悪行、人望ニタガヒ、天ニ背キケルニヤ、(悪星が落ち) 秦之世滅テ、漢之代ニ可成瑞相ラゾシメシタリケル、	越後守師泰ガ悪行ヲ伝聞コソ不思議ナレ、	此悪行身ニ留バ、師直忽ニ亡ビナンスルト思ハヌ人ハ無リケリ、	ソレヨリ師直悪行積テ無程亡失ニケリ		穴浅猿前代未聞之悪行哉、山門之嗔訴、今ニ有ナント云ハヌ人コソ無リケレ、	寄手ヨモ社壇ヲ焼ク程ノ悪行ハ、アラジト、油断シケルニヤ、城中周圍章験動シテ烟ノ下ニ迷倒ス、	此軍勢ノ悪行ヲ見ニ、罪一人掃セバ、此度義貞朝臣大功ヲ立事イカバ有ランスラント、兆前ニ機ヲ見人竊ニ思之	武臣悪行ノ專一ト云ツベシ、	「悪行」の例
	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	西	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	古	
	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×	天	

19	18	17	16	15	14	13	12	11	卷数	人物	行	為	「悪行」の例	西	古	天
卷39	卷36	卷36	卷36	卷36	卷36	卷36	卷34	卷30	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長
芳賀禪可	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長	仁木義長	畠山勢	殷紂王								
(基氏に背いて拳兵)	(「義長モユエアル人トコノ覚ヘ候ヘ」との意見に対して)	(義長のこれまでの振舞い)	(義長のこれらの行為について・託宣の続き)	(これらの行為に神官等は義長を呪詛)	太神宮領ヲ押領ス(中略)五十鈴川ヲセイテ魚ヲ取、神路山ニ入テ鷹ヲ仕フ	鎌倉ニハ鶴岡八幡之兒ヲ切殺、神殿ニ血ヲ淋ギ、八幡ニテハ駒方ノ神人ヲ殺害シテ若干ノ神訴ヲヨウ、	神社仏閣ニ乱入テ、戸帳ヲヲロン神宝ヲ奪逢(中略)師子駒犬ヲ打破リテ薪トシ、仏像経論ヲ売テ魚ヲ買ハ疎也、	イカニモシテ天ヲ亡サハヤトソタクマレケル、					加様之悪行身ニ余リケレバ、武乙河渭ニ獵シ給ヒケル時、俄ニ雷落カ、リ、御身ヲ分々ニ引サヒテゾ捨タリケル、			
禪可緝ヒ老僻シテ彼ル悪行ヲ企共、子共若義ヲ知テ制止ル事有バ、豈若干ノ一族共討セテ、諸人ニ被嘲哂哉	初識リツル物共、「ソレハ不知、悪行ニ於テハ天下第一ノ僻物ゾ」ト夜モスガラ論テ、開レバ朝ヨリ退テケル、	(太神宮の託宣)「哀哉過去之業報此世ニ堪テ、今生之悪行亦来世ニ酬ン事ヲ」ト掻口説暗ケル、	今身ハ武名之家ニ生レテ、諸国ヲ管領シ、眷属ヲ多クタナビクト云共、悪行心ニ染テ乱ヲ好ミ人ヲ悩ス、	(女部に)太神宮乗居サセ給ヘリトテ託宣シケルハ(中略)抑義長ガ悪行ヲ、汝等ガ天ニ訴テ呪詛スル事コソ心得ネ、	悪行日来ニ重疊セリ、	尋常ノ人ニテ是程ノ悪行ヲシタランニ、暫クモ安穩ナル事ヤ候ヘキ、	前代未聞之悪行也、(以前の師泰の振舞いも)不思議之罪業哉ト聞シニ、是ハ猶其二百倍セリ、浅猿トモ云ハ疎也、									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

右の表は『太平記』に見られる「悪行」の用例を整理したものである。本文は西源院本によるが、欠文もしくは「悪行」

という言葉が使われていない箇所3・5については古活字本で補っている。表の上段に通し番号を、次に巻数、そして誰のどのような行為に対して「悪行」と述べているかを、へ人物へ行為へ「悪行」の例への順にまとめた。また表の下段は、西源院本(西)と古活字本(古)・天正本(天)とを比較して、「悪行」の言葉の有無を○×で記している。

「悪行」の用例を拾い出すと、西源院本では十七例、古活字本の二例(3・5)を含めると全部で十九例見出せる。そしてこの表から、「悪行」という言葉の使われ方についていくつかの傾向を読み取ることができる。それらについて以下見ていくことにする。

一 高師直・師泰兄弟と仁木義長

西源院本の十七例のうちへ人物へに注目してみると、高師直・師泰兄弟の振舞いを「悪行」という例は6・7・9・10の四例(古活字本では3・5を加えた六例)、仁木義長に対しては13・18の六例あり、他の人物よりも「悪行」の語が多用されていることに気付く。高と仁木、この両者に何か共通点はあるだろうか。

すでに指摘されていることだが、師直は『太平記』に登場する当初から、「悪行」の人物と形象されているわけではない。巻九「五月七日合戦事同六波羅落事」では、「一番」と書かれた笠印の謂われについて語るとい、故事に通じた一面を見せる。巻二十六「四條合戦事」においては、「此時若武藏守一足モ退ク程ヲラバ、逃ル大勢ニ引立ラレテ、洛中マデモ追付ラレヌトミヘケルヲ、少モ漂フ気色無」く体制を立て直そうとしたこと、続く「秦穆公事付和田楠打死之事」でも「思慮深キ老将」と言われている。またこのような活躍に、足利尊氏・直義は「執事兄弟無テハ、誰カ天下ノ乱ヲ静ムル物有ベキト、異于他思レ」ていた(巻二十七「師泰奢侈事」)とも記されている。しかしある行為をきっかけに「悪行」という言葉が付されるようになる。それが表の6、師直が吉野山に押し寄せ、皇居並びに北野天神示現宮・金剛藏王の社壇等を焼き払った時である。

義長も師直と同様、最初から「悪行」を行う人物とは描かれない。卷十四「旗文月日墮地事并矢矧合戦事」で新田義貞勢を迎え撃つ直義方の中にその名が見えるのを初めとして、義長が数々の合戦に参加していたことが記されている。中でも卷十五「多々良浜合戦事」では、「近付敵五騎切テ落シ、六騎馬ニ手負テ、猶敵ノ中ニ有ナガラ、スコシノリタル太刀ヲ、弓手ノ足ヲ上テ、踏直テハ切合、推直テハ打合、命ヲキハト闘」う姿を、また新田義興・義治との戦いでは「委細ニ手ダテヲ成敗」する様子や、敵の動きに「チトモ轟カズ」に下知する姿(卷三十一「武蔵小手差原原事并鎌倉合戦義興義治同笛吹崇軍事」など、「足利方の有力な武士」・「勇敢な武士」として描かれている。しかし石田洵氏が述べているように、義長が「その人間像を明確に示してくるのは、秀れた武士としてではなく、「悪」の面を示すようになってから」である。その「悪」がいつから記されているかといえば、表の13、「兒ヲ切殺」して「若干ノ神訴」を受けてからである。つまり師直・義長はともに、社壇の放火や稚児の殺害といった神仏への非礼をきっかけにして、「悪行」の枠組みを当てはめられて形象された人物といえる。「悪行」という言葉が、このような神仏を敬わない行為に対して使われているのは、表の2・11・12・14などにも見られるものであり、一つの傾向といつてよいであろう。

ただし師直の場合、どのような行為から「悪行」というかは諸本によって揺れがある。表の3にもあるように、古活字本では八幡山の社壇に火を放った師直の行為に、寄手は「ヨモ社壇ヲ焼ケ程ノ悪行ハアラジ」と油断していたと記されている。しかし西源院本・天正本は「ヨモ社壇ヲ焼程ノ事ハアラジト官軍油断シケルニ」とあるだけで「悪行」の語はない。また表の5で記したように、塩治判官讒死を語った後、古活字本は「ソレヨリ師直悪行積テ無程亡失ニケリ」とするが、西源院本・天正本にこの一文はない。西源院本は「何事モ酬ヒ有事ナレバ、塩治最後之時、七生マデモ敵トナリ、只今思ヒシラセンズルト云シ詞之末モヲソロシヤ、相構テ々々、人ハ高キモ賤モ思慮有テ振舞ベキ者也」とあり、天正本は「知るも知らぬももるとともに、皆涙をぞ拭ひける」と話を締めくくっている。つまり師直の滅びも視野に入れて、彼の「悪行」の始まりをどこに規定するのが諸本によって異なっているのである。このことは「塩治判官讒死事」で言及される諸本間の異同の問題も含めて、注意していくべき点ではなからうか。

三 「悪行」の報い

先ほど見た表の5では、師直の「悪行」が後に自らの身の破滅を招いたと記されていたが、他の例を見ても、「悪行」によって何らかの報いを受けることや、これから先の行動を不安視する言葉が副えられることが多い。

例えば表の2には「此度義貞朝臣大功ヲ立事イカゞ有ランズラント、兆前ニ機ヲ見人竊ニ思之」とあり、実際この後、義貞は思うように動きがとれず、合戦するも敗退、自害に至る。また表の4では、道誉の振舞いに対して「山門之嗾訴、今ニ有ナント云ハヌ人コソ無リケレ」との人々の予測が記されている。この2・4以外にも、表の6・8・10・11・13・17などいづれも、「悪行」によって何らかの報いを受けることが記されており、これも全体にみられる傾向の一つといつてよいであろう。

その中で、表の10と15・17にあるように、師直・義長両者には伊勢大神宮の託宣が関わっているという点は興味深い。光明寺で尊氏方と直義方との合戦があった時、「伊勢之愛曾ガ召仕ケル童」に伊勢大神宮が憑き、「悪行身ヲ責ル師直師泰等、今七日ガ中ニ滅ビムズルヲ知ラヌカ」との託宣があった(表10)。師直が「悪行」によって滅ぶことは、この託宣によつて人々の知るところとなる。一方、義長の場合、大神宮領を押し領し「悪行」を重ねているが滅びないということも伊勢大神宮が告げている。「過去之業報」(表17)、つまり前世に義長法師として五部大藏経を納めた善根によつて現世では報いを受けないこと(卷三十六「仁木京兆參南方事并大神宮御託宣事」)が、伊勢大神宮によつて保証されたのである。師直と義長それぞれに、伊勢との何らかの関わりが述べられているものの、他の神ではなく何故ここで大神宮による託宣が選ばれたのか。彼ら二人だけに「悪行」の語が多用されているということも含めて、今後考えていきたい点である。

ところで、師直を始めその多くは「悪行」によつて何らかの報いを受けることが記されているが、義長はその後もしき延びる。「行跡余ニ思フ様也トテ、諸人ニ悪レシ」ことによつて一旦は南朝方となるが、五・六年を経て後「日比ノ咎ヲ悔ヒテ」降参し、許されている(卷三十九「仁木京兆降参事」)。「悪行」が必ずしも滅びと結びつかないこの現実を目の

前にしたとき、『太平記』は託宣という形を借りて、「今生之悪行亦来世ニ酬シ事ヲ」と因果論によってそれを掴み取るうとする。¹⁰このように何らかの形で話の整合性をつけようとするのは、実は義長だけに限らない。道誉の場合も、彼自身に神罰がない代わりに、その子息や孫の討死を「医王山王之冥見ニカケラレシ故」と述べるのである。¹¹

また、天正本よりも西源院本のほうが、整合性ということに関してはより厳密であるように見受けられる。西源院本では義長が降参する話は、卷三十九に「仁木京兆降参事」という一章段を設け、しかも「是勢已ニ衰ヌル後ノ降参也シカバ、無領地国、相順シ兵毛身ニ不添」とあって、必ずしも安穩であったとはいわれていない。しかし天正本は卷三十九「諸大名降参し上洛の事」の中で、山名時氏・師義・義理・氏冬、斯波道朝・氏経・氏頼、上杉顕憲、桃井直常らと並んで義長の名を挙げ、「これ等を宗徒の人々として、皆多年の鬱憤を一時に散じ、日來の咎を謝して降参せられしかば、旧国・旧領の外に、新恩・新地の化に誇」っていたと記されるのである。

畠山入道の末路も、西源院本と天正本とは大きく異なっている。「悪行」という言葉は付されていないが、西源院本では畠山入道兄弟は「君ヲ奉悩大悪人」とされ、南朝方への降参も叶わないまま「幾程ナク兄弟共ニハカナクカリケル」と記されている（卷三十八「畠山入道々誓没落事并遊佐入道事」）。ところが天正本をみると、宇治のあたりに「吾が庵占つて、なかなか安閑をぞ楽しみ玉ひける」と記されているのである（卷三十七「畠山道誓関東没落の事」）。このように「悪行」が減びと直接には結びつかないにしろ、西源院本では彼らが零落していく様子を描こうとする。それに対し天正本の方は、ままならぬ現実をできる限りあるがままに受け入れていこうとする姿勢があるのかも知れない。

おわりに

『太平記』には時代を映す様々な人間やその振舞いが描かれている。その中で「悪行」という言葉に注目してみると、神仏を敬わない行為に対してその語が使われていることが多いということ、そしてその「悪行」の結果、何らかの報いを

受けるということも記されていることがわかった。師直と義長との問題、また、諸本の描き方・捉え方の違いなど、様々な問題点が残されたままである。また、「悪行」という言葉だけを取り上げたので、かなり粗笨なものとなった。『太平記』のいう「悪」とは何か、他の軍記物語とはどのように違うのか。これらの問題も視野に入れつつ今後に繋げていきたい。

注

- 1 大森北義氏『太平記』の構想と方法(明治書院。昭和63・3・30) 260頁。
- 2 頼遠については、拙論『太平記』土岐頼遠狼藉事件小考(『樟蔭国文学』第37号。平成12・3)で言及したので、ここで詳述することは避ける。
- 3 刀江書院。特に注記のない限り本文の引用は西源院本を用いた。
- 4 日本古典文学体系(岩波書店)による。
- 5 新編日本古典文学全集(小学館)による。
- 6 師直に関しては、青木晃氏「武藏守師直の悪者像―太平記の文学的形象とその一つの享受―」(『国文学』第53号。昭和51・12)、鈴木登美恵氏「太平記「塩治判官讒死之事」をめぐって」(『中世文学』第26号。昭和56・12)、長谷川端氏「太平記における高師直滅亡譚」(『中京国文学』第3号。昭和59・3)など参照。
- 7 注6鈴木氏論文、武田昌憲氏「悪逆とは何か―『太平記』卷十七「山門合戦」と高師重―」(『太平記とその周辺』新典社。平成6・4・8)参照。
- 8 石田洵氏「太平記」における仁木義長―「悪」の記述態度を中心に―(『古典遺産』29号。昭和54・8)
- 9 注7石田氏論文。

11 10 注7石田氏論文参照。
このことは拙論『太平記』における佐々木道誉像〔『国文論叢』第28号。平成11・3〕で言及した。

